

補論 島根県中山間地域における集落営農組織と飼料用米生産

－島根県邑南町を事例に－

曲木 若葉

1. はじめに

島根県では、中山間地域における水田利用については肉用牛等の放牧が推奨されていることもあり、飼料用米の作付けは少ない。本補論で対象とする邑南町の農事組合法人 SD 経営は繁殖牛を飼養する全国でも珍しい集落営農であるが、土地利用としては水田放牧が主であるものの、一部に飼料用米の作付けも見られる。ここでは補足的に SD 経営の取組を取り上げる。

まず 2. で邑南町の概要及び農業支援策について若干の言及を行う。3. で農事組合法人 SD 経営を紹介し、4. でまとめと若干の考察を行う⁽¹⁾。

2. 邑南町の農業概要

(1) 邑南町の地域概要

島根県邑南町は、2004 年に旧石見町、旧瑞穂町、旧羽須美町の 3 町が合併して生まれた町である。島根県のほぼ中央部に位置し、南側は広島県と接している。総面積は 419.2km² である。経営耕地は、田が 1,680ha、畑が 278ha であり、残りは林野が広がる。中山間地域によく見られる盆地の多い地形で、農地の多くは標高 300m 前後の地帯に広がっている。気候は、日本海側気候に属し、かつ山地性の気候で、夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が激しい。また、夏から秋にかけて台風の影響を受けやすく、冬は降雪のため降水量が増える。

邑南町の中山間地域等直接支払制度の協定締結面積は 2016 年度で 1,479ha、うち田が 1,467ha であり、このうち急傾斜地が 895ha (61.0%) を占める。協定数は 110 協定あるが、第 3 期から第 4 期への移行時に、隣接する集落協定と統合されたものも多くあり、結果として協定数は減少している。また、多面的機能支払の取組範囲は、ほぼ中山間地域等直接支払制度の協定範囲と重なるが、若干の平地も含まれることから、合計面積は 1,634ha である。こちらは町内で 8 つの運営委員会が存在する。また、人・農地プランは公民館単位に策定されており、その範囲は自治会の範囲とおおむね一致している。

2015 年時点での総人口は 11,367 名で、世帯数は 5,007 戸、高齢化率は 42.2% と非常に高

い。総農家数は 1,711 戸で、うち販売農家は 1,175 戸である。また、専業農家が 353 戸、第一種兼業農家が 96 戸、第二種兼業農家が 726 戸と兼業農家のウェイトが高いが、専業農家の比率は 30%と、島根県平均の 22%よりも高い水準にある。また、農外就業先は、近年、福祉関係が多いが、浜田自動車道を利用して市街地まで 1 時間で行けることから、広島市内に通勤している者もいる。

邑南町の認定農業者は 60 名で、これには 23 の法人も含まれる。主要な作物は主食用米、野菜、WCS 用稲、酒米などで、野菜は広島菜、白ネギ、ミニトマト、キャベツ、ナスなど多数存在するが、野菜の多くは「産直みずほ」という 3 億円を売り上げる直売施設への出荷が主で、他の農家との差別化を図るため、同じ品目の作付けを嫌う傾向があることから、産地化が進まないという問題もある。

(2) 邑南町の農業振興施策

邑南町独自の農業支援に関する活動として特に注目されるのは、新規就農者への支援である。人口減少と高齢化の進む邑南町では、1993 年より I ターン・U ターン者を対象とした園芸福祉研修事業に取り組んでいたが、2000 年より農業研修も加え、新規就農者への支援を本格化させた。新規就農者の数は県内でも 3 番目に多く、2016 年度で 13 名の新規就農者が新たに加わった(うち町内出身者は 2 名)。

新規就農希望者は一般社団法人「アグリサポートおーなん」がすべて受け入れている。「アグリサポートおーなん」は 2009 年に任意組織として設立されたが、農産物の生産を主たる目的としたいわゆる集落営農組織ではなく、WCS 用稲の収穫作業受託を中心に事業を展開した作業受託組織であった。しかし、2014 年度から町の農業研修制度「おおなんアグサポ隊」の受け皿となることが決定したため、同年、一般社団法人として法人化するとともに、農地利用部門も開始した。2017 年時点での経営耕地面積は 12.6ha で、すべて借地であり、作付作物は水稻のみである。現在の事業としては、①農作業受託、②研修受入れ、③農地利用、④WCS 用稲ロール販売などである。

新規就農希望者の準備期間は 3 年間である。まず 1 年目は町の研修施設で栽培や土作りなどの農業を覚えて、2 年目は法人や農家で研修し、同時にマッチングも図る。また、空き家の確保もここで進める。3 年目は農地を決め、本格的な就農の準備をする。3 年間は地域おこし協力隊への採用や県の基金である就農給付金、半農半 X 支援事業等による支援を受け、これ以降の 3 年間は青年農業者給付金(現・農業次世代人材投資資金)を利用しながら就農時の所得確保を図っている。本補論で調査対象とした SD 経営も新規就農者が営農活動に参加している。なお、この事業を受けて就農しなかった場合も、上記給付金は返済する必要がない。

3. 集落営農組織における飼料用米生産の実態

(1) 集落営農組織の経営概要

本節では、中山間地域で飼料用米を含めた飼料作物の生産に取り組み、かつ畜産も取り入れた集落営農の事例として、農事組合法人 SD 経営の事例を紹介する。

まず、法人が立地する S 集落について紹介しよう。S 集落は人口 93 名で、高齢化率は 33%と邑南町平均よりも低いが、65 歳手前の人口が厚く存在するため、5 年後には高齢化率が飛躍的に上昇することが予想されている。総世帯数は 28 戸で、うち 1 戸は非農家である。農家の中には畜産農家として酪農家 1 戸と養鶏農家 1 戸が存在する。また、中山間地域等直接支払の協定面積は 17.5ha で、うち急傾斜地が 16.3ha と大半を占める。

SD 経営は 2005 年に設立された農事組合法人で、関係集落は S 集落のみである。集落の総戸数 28 戸のうち 27 戸が参加しているが、1 戸のみ水稻+酪農の自己完結型の経営に取り組んでいる⁽²⁾。また、隣接集落から 5 戸が組織に加入している(組合員費なし)。

法人の資本金は 328 万円である。設立当初の出資金は 110 万円であるが、その内訳は、農家が 1 戸当たり 2 万円、非農家が 1 万円を集めるとともに、面積別に 10a 当たり 5,000 円を集めたものである。残る 218 万円は従事分量配当の未払い分を積み立てたものであるが、その理由については後述する。

2016 年時点の経営耕地面積は 13.9ha である⁽³⁾。取り組んでいる事業は、農畜産物の生産と耕畜連携の取組である。特徴的なのは、集落営農で和牛を飼養している点である。飼養頭数は 2017 年現在で繁殖用めす牛が 13 頭で、うち 7 頭が受胎している。畜産以外の生産内容は第補-1 表に示したとおりである。主食用米はハーブ米コシヒカリを栽培し、それ以外は飼料用米としてきぬむすめ、WCS 用稲、そして水田放牧用の牧草である。

第補-1 表 SD 経営における作付面積の推移

(単位：a)

	実績値			計画値	備考	
	2014年	2015年	2016年	2017年		
主食用米	ハーブ米コシヒカリ	566	599	613	563	2014年はハーブ米
	きぬむすめ	265	0	25	47	
	ヒメノモチ	11	10	11	7	
	その他	41	0	0	0	
飼料用米	きぬむすめ	0	193	99	125	稲わら採集あり
WCS用稲	きぬむすめ	128	214	30	23	2014年はコシヒカリ
	たちすずか	340	0	202	0	
飼料作物		67	65	28	28	中山間研究ネットワーク事業を利用
水田放牧		83	83	96	265	
自己保全管理		0	21	21	21	
個人水稻・野菜		225	202	262	225	
合計面積		1,726	1,387	1,387	1,303	

資料：法人提供資料。

集落営農内での繁殖部門の位置付けは、転作対応と獣害対策である。繁殖めす牛は基本的に親子で周年放牧している。構成員の2名が主に管理しているが、休日はそれ以外の7名が交代しながら管理している。また、繁殖に用いなくなった高齢の牛は、今後畦畔の草刈り用として貸与することを計画している。資金は県単事業と中山間地域等直接支払交付金の一部を当てている。また、前掲第補-1表に示した作付地とは別に、放牧地が15.3haある。うち水田が1.2ha、畑地が1.2ha、林地が12.9haである。放牧区は6牧区で、移動放牧の形態を取っている。

また、主食用米のコシヒカリの作付面積は5.6haであるが、これは現体制で作付可能な面積としている。飼料用米は2015年から作付けを開始し、2017年は1.3haを作付ける計画である。ただし、この飼料用米は牛に給与するのではなく出荷しており、むしろ収穫後の稲わらを集めて自らの組織で利用するのが目的となっている。

WCS用稲は当初コシヒカリを作付けしていたが、2015年にきぬむすめに切り替えた。これは主食用米との収穫時期の重複を避けること、収量の確保がその理由である。専用品種を導入しない理由としては、収穫機械が小型であり、長稈の専用品種の導入が困難なためである。なお、飼料用米も同様の理由で多収品種ではなくきぬむすめを作付けている。WCS用稲は2016年までは232aを作付けていたが、2017年度の計画では23aにまで減らす予定である。これは2016年に「アグリサポートおーなん」に収穫作業を委託したが、刈り遅れでモミが固くなってしまったという問題や、WCS用稲を肉用牛に給与しすぎると血糖値が上がり、牛の健康に良くないことが判明したためである。なお、2017年度計画では、残る2ha分を水田放牧用の牧草地へと転換する予定である。

法人の農作業は基本的には構成員全員が出役するが、育苗については高齢の女性グループに管理を任せている。集落農業を組織化・法人化すると効率化する反面、高齢者と女性の働く場所が失われてしまう傾向があるため、その対策という意味もある。

構成員への出役に対しては従事分量配当制を取っており、1時間当たり600円程度を支払っている。また、これ以外に田の管理料として畦畔の草刈り作業に10a当たり3,000円を支払っている。ただし、構成員に対する地代の支払はない。

機械は田植機が1台、トラクターが27馬力、37馬力が1台ずつ、コンバインが3条が2台ある。それ以外に、WCS用稲の作業機械として収穫機械と小型のラッピングマシーンもあるが、湿田のため小型の機械しか導入できず、作業効率が悪い。収穫作業は1日3人で30aしかできず、2haを収穫するのに1ヶ月かかる。

(2) 集落営農組織の経営展開の経緯と経営成果

S集落が集落ぐるみで水田放牧へ取り組み始めたのはSD経営設立よりも古い。2001年頃、中山間地域における水田放牧に着目したS集落は、山口県長門市等で行われている棚田放牧の視察や話し合いなどを進める中で、繁殖牛の導入を検討し始めた。その際、糞尿

第補-2 表 飼養頭数の推移

(単位：頭)

年度	母牛飼育 頭数	子牛出産 頭数	留保	販売頭数		備考
					母牛	
2012	12	8	3	6	-	死亡2頭(母牛1頭, 子牛1頭)
2013	15	13	1	9	-	死亡6頭(母牛3頭, 子牛3頭)
2014	13	9	2	8	-	死亡1頭(母牛)
2015	14	11	-	10	-	
2016	13	10	-	3	1	死亡1頭(子牛)
2017	13	12	-	8	-	計画

資料：法人提供資料。

などの環境への影響から否定的な意見もあったが、検討・協議を重ね合意に至り、2002年にS放牧組合を設立、2003年に隠岐地域から繁殖めす牛3頭を導入し、本格的な放牧を開始した。現在の繁殖牛の飼養頭数は13頭である(第補-2表)。また、冬場の粗飼料確保を目的とした飼料用稲の転作の試作を2002年に行い、2003年から本格的な生産を開始した。その後は先述したように、2009年にSD経営がS放牧組合を吸収している。

最後に、2015年度のSD経営の経営成果を見てみよう。ハーブ米コシヒカリの10a当たり収量は2015年が405kg(6.8俵)であったが、2016年はふるい下米が多く、300kg(5俵)と大きく低下している。この要因は、水管理や除草の責任者がいなかったためとのことであった。

続いて決算報告書を見ると、売上高は2016年度が620万円であったが、諸費用が1,200万円を超えており、これを差し引くと、営業利益は677万円の損失であった。諸費用のうち、最も金額が大きいのは減価償却費で394万円、続いて修繕費173万円、作業委託費が156万円であった。このように営業利益で見ると赤字であるが、これに営業外収益の1,506万円を加算した経常利益は815万円の黒字となっている。

さらに営業外収益の内訳を見ると、WCS用稲の助成金収入357万円、飼料作物の助成金収入229万円(耕畜連携事業含む)、中山間地域等直接支払(共同活動分)322万円が大きい。また、経常利益から経営基盤強化準備金の繰越額426万円や税金等を差し引いた当期の利益は380万円であった。なお、剰余金のうち、266万円は従事分量配当として再分配し、残りは積み立てに充当している。

4. おわりに

本補論では、中山間地域において飼料用米、WCS用稲、牧草などを生産しながら集落営農として繁殖めす牛を飼養するというユニークな取組を行っているSD経営を取り上げた。SD経営は、畜産部門を導入することで、自ら生産したWCS用稲や牧草などを利用しており、資源循環型農業が実現されていた。ただし、飼養する畜種の性質上、飼料用米の子実利用は行われておらず、その稲わらが利用されていた。

また、当該地域では集落営農法人が省力的な土地利用を図ることで農地保全が図られていたが、そうした組織の営農活動には集落構成員の参加が前提となっている。その意味で、中山間地域における農地保全やコミュニティの維持に力点を置いた組織と位置付けられる。この点、同じ集落営農法人といっても、出雲市の事例で見たような法人とは性格が異なるが、過疎化が進む中山間地域において地域コミュニティを維持するのに大きな役割を果たしていると言える。

- 注 (1) SD 経営へは、2017年3月2日に法人の事務局担当者に対し聞き取りを行った。
- (2) この1戸は集落内で10haの農地を耕作するとともに、他集落にも出作している農家である。良食味で表彰されたこともあり、SD 経営から法人への参加を要請したものの、「組織に参加してもこれまでの水準のような米が作れるか疑問」という理由から参加を断られたとのことであった。ただし、この農家も高齢なため、耕作できなくなった際には、集落内の農地についてはSD 経営が引き受けるつもりであるとのことであった。
- (3) 2014年までは集落外にも農地を借りていたことから17ha程度の農地を経営していたが、集落外の農地は返還した。